

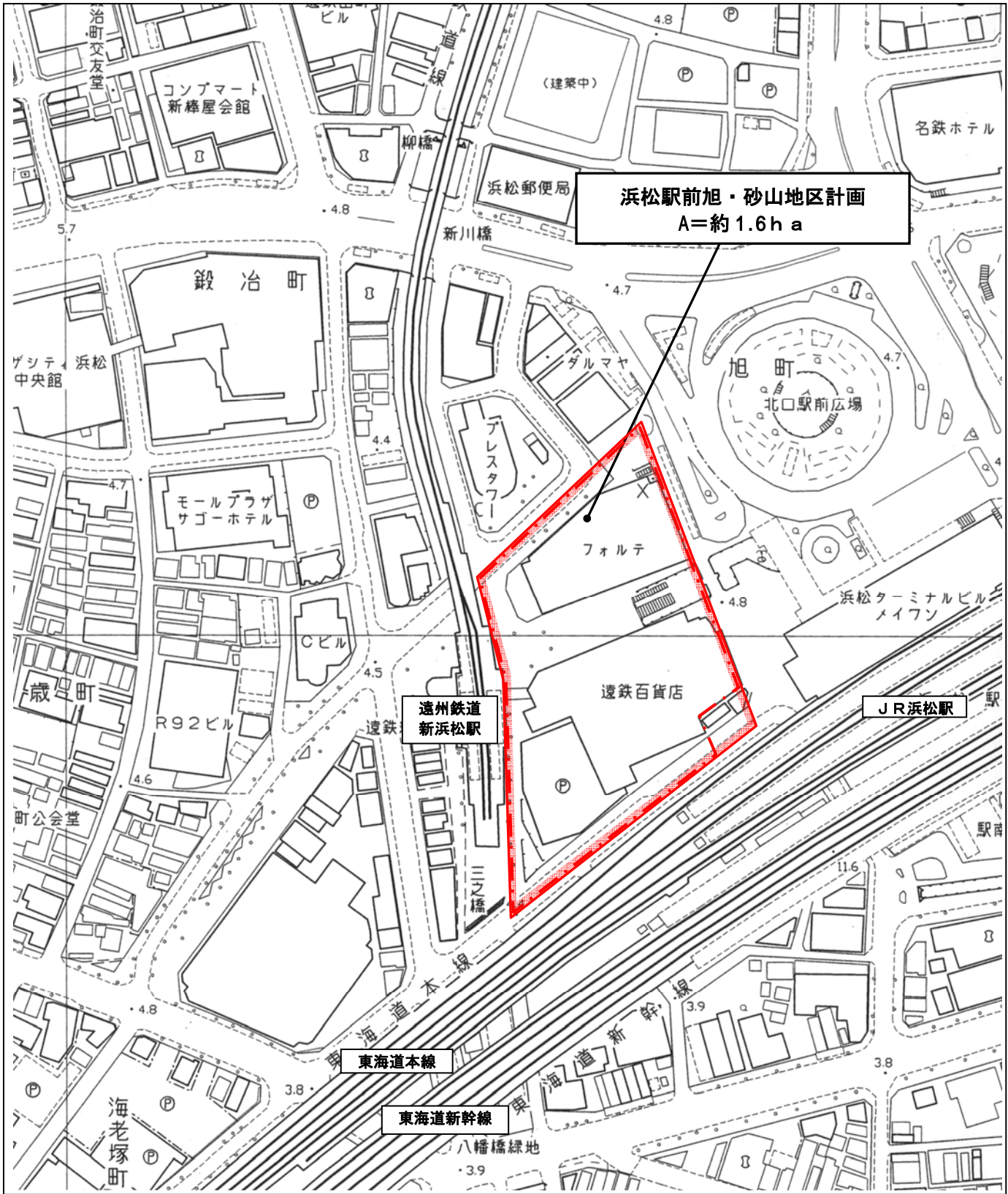
浜松都市計画地区計画の変更（浜松市決定）

都市計画浜松駅前11街区地区計画を都市計画浜松駅前旭・砂山地区計画に変更し、次のように変更する。

名 称		浜松駅前旭・砂山地区計画
位 置		浜松市中区旭町12番1ほか
面 積		約 1.6 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当該地区は、政令指定都市浜松市の顔となる地区であることから地域の活性化に資する商業、にぎわい・交流機能を導入することにより、個性と風格と美しさのある本市の玄関口にふさわしい都市景観の形成と都市の再生を目標とする。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>■土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市浜松市の玄関口としての特性を生かした魅力ある都市空間を形成する。 一体的土地利用による高度利用を推進する。 公共的空間を有する複合施設と商業施設として整備を図る。 にぎわい・交流空間及び歩行者空間として整備改善を図る。 都心地区の景観形成に対し、先駆的な役割を果たす地区とする。 <p>■建築物等の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市浜松市の玄関口としての特性を生かし、地域の活性化に資する商業、にぎわい・交流機能の導入により、都市の再生に貢献する建築物の整備、及び風格と美しさのある玄関口にふさわしい魅力ある都市景観を創出するための建築物の意匠に配慮するとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するため、建築物の壁面線の後退に配慮する。 浜松駅前地下広場より快適でわかりやすい動線を確保するためのサンクンガーデンを整備し、市民の憩いとふれあいの場である広場を設けるとともに、エスカレーターを設置する。
地区整備計画	位 置	浜松市中区旭町12番1ほか
	面 積	約 1.6 ha
	建築物等の壁面の位置の制限	<p>建築物の一階部分の壁又はこれに代わる柱は、次の各号に掲げる数値を超えて建築してはならない。</p> <p>(1) 都市計画道路8・4・7号旭平田線境界線から1メートル。 ただし、浜松市中区砂山町320-2の敷地の柱については、この限りでない。</p> <p>(2) 浜松市中区旭町15-2の敷地南側境界線から1メートル。</p> <p>(3) 浜松市中区旭町13-1の敷地西側境界線から1.5メートル。 ただし、浜松市中区砂山町320-1、320-2の敷地については、この限りでない。</p>
	建築物等の高さの最高限度又は最低限度	建築物の高さの最高限度は、70メートルとする。また、建築物の高さの最低限度は、20メートルとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁の色彩は原色をさけ、浜松市の玄関口にふさわしい色合いとする。 都市計画道路8・4・7号旭平田線境界線から1メートルの部分については、歩行者の通行を妨げる看板及び工作物を設置してはならない。
備 考		

「区域、地区整備計画の区域、壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

浜松都市計画地区計画の変更
 浜松駅前旭・砂山地区計画
 浜松市決定



凡例	
	地区計画区域界
	地区整備計画区域界

